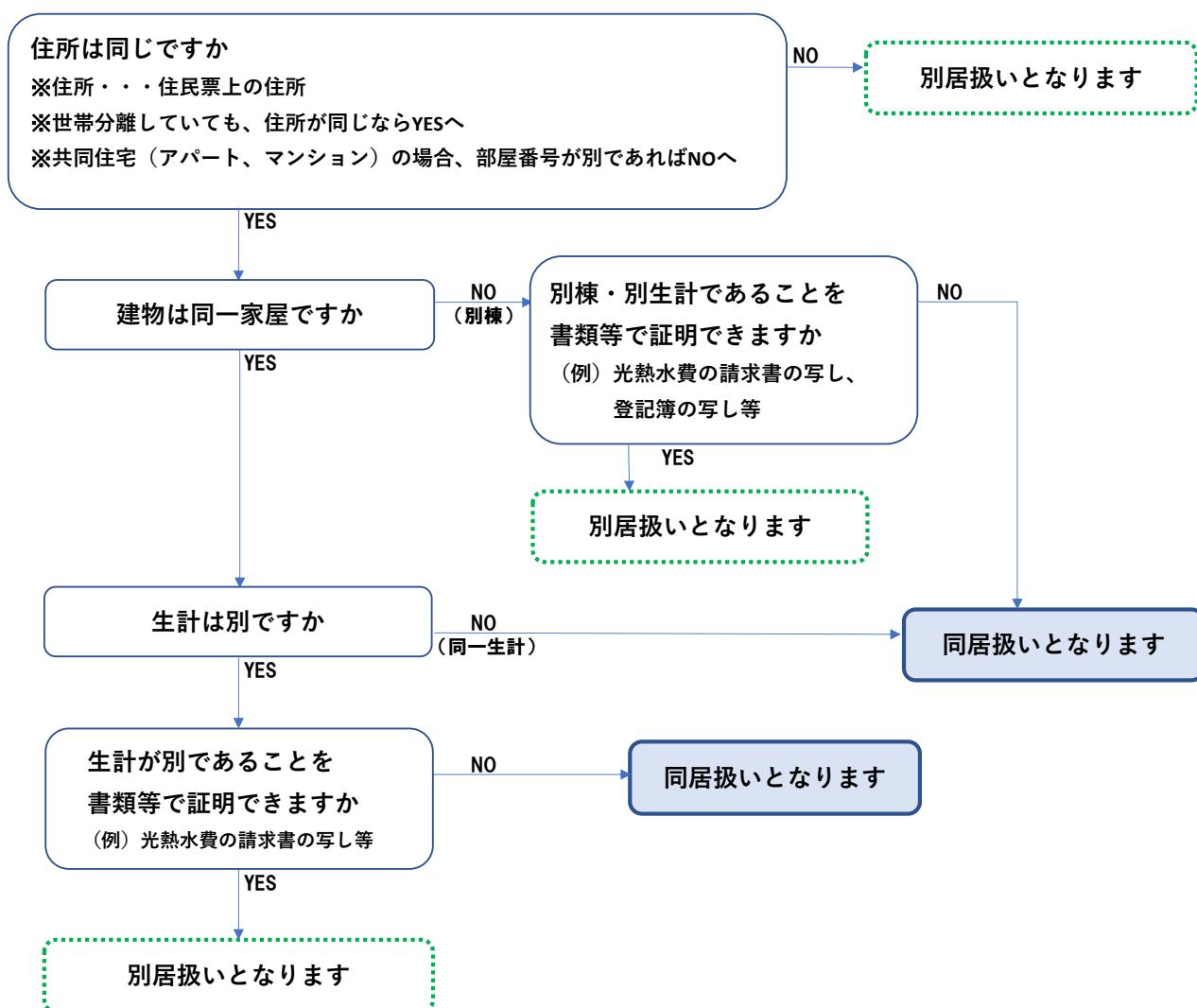


同居・別居確認フローチャート



◎光熱水費等の請求書写しは、同月のものでの提出が必要です。

異なる月の光熱水費請求書では証明になりません

例：6月の電気料金（父）＋6月の電気料金（祖父）…OK
 5月の電気料金（父）＋6月の電気料金（祖父）…NG
 6月の電気料金（父）＋6月の水道料金（祖父）…NG

◎保育を必要とすることを証明するために必要な書類

入所希望児童と同居している父/母/65歳未満の祖父母のものがそれぞれ必要です。

◎保育料の算出について

父母の収入の合計が一般生活認定基準額※に満たない場合、同居する父母以外の扶養義務者の市町村民税所得割額を用います

(※一般生活認定基準額…郡山市の生活保護の一般生活認定基準表から算出される額)